

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（396））
2. 日時：平成29年10月3日 10時00分～12時05分
14時00分～20時15分
3. 場所：原子力規制庁 9階D会議室、8階企画課横会議室
4. 出席者
原子力規制庁：
（新基準適合性審査チーム）
義崎管理官補佐、角谷安全審査、近田安全審査官、高嶋原子力規制専門員

事業者：
日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長 （他11名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、「東海第二発電所 重大事故等対処設備について」のうち「56条 重大事故等の収束に必要となる水の供給設備」、「59条 原子炉制御室」及び「60条 監視測定設備」について、10月2日に提出のあった資料及び本日の提出資料を用いて説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

（監視測定設備について）

- 海上モニタリングにおける小型船舶の運搬経路について、地震発生時、津波襲来時等の状況等を踏まえ、当該海上モニタリングの手順の成立性を整理して提示すること。

（重大事故等の収束に必要となる水の供給設備について）

- 残留熱除去系海水系及びディーゼル発電機冷却用海水系の原子炉建屋までの海水配管ルートについて図面を用いて説明すること。
- 格納容器圧力逃がし装置にスクラビング水を補給する際に使用する格納容器圧力逃がし装置格納槽の配管接続口について、構造がわかる図面を用いて説明すること。
- 西側淡水貯水設備の新設により新たに使用することとなった中型ポンプ車のホース径が、大型ポンプ車のホース径と異なるため、接続口の口径の統一及びホース本数について整理して説明すること。
- 「操作性の確保」について、サプレッション・プールを水源とする代替循環冷却系の対象設備について、記載の要否も含めて整理して説明すること。
- 西側淡水貯水設備における操作性（水中ポンプの投入手順、貯水エリアへのアクセス性等）について、設備の構造を含めて整理して説明すること。

(原子炉制御室について)

- 酸素濃度及び二酸化炭素濃度計による中央制御室の居住性の確保について、手順で用いる対応設備として、差圧計、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計を記載すること。また、差圧計については、中央制御室内と中央制御室待避室内の居住環境の基準値を明確化し、主要機器仕様に測定範囲を記載すること。
- 「多様性、位置的分散」において、重大事故等対応設備に対応する設計基準対応設備が存在しない場合における基準への適合方針について整理して説明すること。
- 「多様性、位置的分散」において、可搬型照明（SA）は「遮断器を設け、電氣的分離を図る」としていることについて、電源の多様性の観点から整理して説明すること。
- 「悪影響防止」において、衛星電話設備（可搬型）（待避室）は、通常待機時と重大事故等時の対応が混在しているため、記載を整理して説明すること（データ表示装置（待避室）も同様）。
- 「悪影響防止」において、重大事故等対応設備の不具合が発生した場合についても記載している理由を整理して提示すること。
- 「容量等」において、可搬型照明（SA）の予備を含めた保有数の考え方を整理して提示すること。
- チェンジングエリアを空調機械室に設置することが分かるように記載を充実させること。
- 中央制御室換気系ダクトに含まれる「空気作動ダンパ」について、設備としての位置付けを整理して説明すること。

(設備・手順のヒアリングについて)

- これまでも再三指摘しているが、条文ごとヒアリングで指摘した内容は事業者内で共有し、他の条文においても予め資料に反映した上でヒアリングに臨むこと。毎回同じ指摘を繰り返しており、時間を浪費している。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 重大事故等対応設備について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対応設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第59条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA59条）
- ・ 技術的能力 添付資料の比較（1.16 原子炉制御室の居住性等に関する手順

等)

- ・ 玄海原子力発電所／東海第二発電所 基本設計比較表（対象項目：第60条）
- ・ 東海第二－玄海3／4補足資料比較表（SA60条）
- ・ 技術的能力 添付資料の比較（1.17 監視測定等に関する手順等）